

申請書の添付書類について

日本学生支援機構貸与奨学金（第一種）と茨城県奨学資金の返還者は、下記の書類を内容が鮮明にわかるように撮影し、電子申請により添付してください。（日立市奨学金の返還者については、下記の添付書類は不要です。）

記

1 申請に必要な添付書類（書類の名称は下記【添付書類一覧表】をご参照ください。）

- ① 卒業したことを証する書類 ※ 学校によって書類の名称は異なります。
- ② 対象となる奨学金の貸与を証する書類
- ③ 対象となる奨学金の返還完了までの計画を確認できる書類
- ④ 対象期間内の奨学金の返還額を確認できる書類

【添付書類一覧表】

申請回数	貸与機関	①	②	③	④
初回	日本学生支援機構	○ 卒業証明書等	○ 奨学金貸与証明書	○ 奨学金返還証明書	○ 奨学金返還額証明書
	茨城県	○ 卒業証明書等	○ 奨学資金貸与証明書	○ 奨学資金返還計画書	○ 奨学資金返還額証明書
2回目以降	日本学生支援機構	—	—	※	○ 奨学金返還額証明書
	茨城県	—	—	※	○ 奨学資金返還額証明書

※ 提出済みの返還計画を変更した場合は、変更後の証明書を確認する必要がありますので、添付してください。また、②～④の受付時、上記一覧表に明記されている書類と異なる名称の書類を提出する際は、必ず事前にご相談ください。

2 奨学(資)金返還額証明書を申請する際の注意事項

- (1) 奨学(資)金返還額証明書は、毎年添付する必要がある書類です。初回申請時のみ添付としている「奨学金返還証明書（奨学資金返還計画書）」とは別の証明書となりますので、混同しないように注意してください。
- (2) 証明する期間は、「令和6年1月1日（令和6年度返還開始者は、奨学金返還開始月の1日）から令和6年12月31日まで」と指定してください。（補助対象期間における奨学金の返還額と一致するように申請してください。）なお、令和6年中に転

入してきた方については、ホームページに掲載の「補助対象期間（居住要件）の考え方」を参考に、証明する期間の開始月を指定してください。

- (3) 茨城県奨学資金の証明書交付申請書様式には、期間を指定する欄がありません。県教育委員会に申請する際に「返還期間を指定した証明書が必要」であることを必ず申し出てください。

(期間の指定をしないと、返還開始から申請時点までの返還額総額の証明書が発行されてしまい、補助対象期間の返還額を確認できません。)

各種証明書は、発行に時間を要する可能性がございますので、時間に余裕をもってご準備ください。(ご不明な点はお問い合わせください。)

3 各証明書の申請方法及び問合せ先

次に記載した申請方法は、各団体のホームページから情報を抜粋したものです。取扱いが変更となっている可能性がございますので、詳細は各団体のホームページ（市ホームページ内関連リンク）をご確認いただくか、各団体にお問い合わせください。

- (1) 日本学生支援機構貸与奨学金（第一種）

ア 申請方法

【奨学金貸与証明書、奨学金返還証明書及び奨学金返還額証明書】

日本学生支援機構ホームページ内、情報提供サービス「スカラネット・パーソナル」から申請（第一種奨学金の証明書を依頼してください。）

イ 問合せ先

奨学金返還相談センター（Tel:0570-666-301）

- (2) 茨城県奨学資金

ア 申請方法

【奨学資金貸与証明書及び奨学資金返還額証明書】

茨城県教育庁学校教育部高校教育課（茨城県庁 22 階）窓口申請書を持参、もしくは現金書留により申請書を郵送（証明書発行は有料）

※ 申請書様式や郵送先等の詳細は、茨城県教育委員会のホームページをご確認ください。

イ 問合せ先

茨城県教育庁 学校教育部 高校教育課（Tel: 029-301-5245）

以 上